平成２８年（フ）第２４号
鹿児島県霧島市隼人町姫城1766番地１
債務者　藏元　祐太
１　決定年月日時　平成28年５月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
鹿児島県霧島市国分新町754番地７
債務者　前島　利夫
１　決定年月日時　平成28年５月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
鹿児島県霧島市隼人町住吉305番地４　マンナハイツＣ101号
債務者　松田　講一
１　決定年月日時　平成28年５月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第３２号
鹿児島県姶良市加治木町諏訪町109番地１　ブルーライン202号
債務者　地福　　誠
１　決定年月日時　平成28年５月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第３１号
鹿児島県出水市大野原町359番地
債務者　増田　智章
１　決定年月日時　平成28年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
鹿児島県出水市高尾野町唐笠木102番地８
債務者　小田原　聡
１　決定年月日時　平成28年５月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第２５２号
愛知県豊明市間米町榎山900番地160
債務者　秋田　祥行
１　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４６号
北海道小樽市清水町45番７号
債務者　長谷川久美
１　決定年月日時　平成28年５月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第３６号
石川県加賀市橋立町ウ215番地
債務者　小泉　京美
１　決定年月日時　平成28年５月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第３４号
福井市加茂河原１丁目５番２号　ｗｉｔｈ　Ｋ．ＭＮＴ　Ｂ号室、旧住所福井県大野市桜塚町202番地
債務者　藤堂　瑠璃（旧姓宮川）
１　決定年月日時　平成28年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７３号
福井市松本１丁目15番33号　ハウス松本201
債務者　佃　　恵（旧姓牧田）
１　決定年月日時　平成28年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７４号
福井市川合鷲塚町第26号２番地５
債務者　西村　幹夫
１　決定年月日時　平成28年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８０号
福井県福井市つくし野３丁目306番地２
債務者　岩見　　薫
１　決定年月日時　平成28年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８２号
福井県越前市四郎丸町第２号２番地　市営住宅４号館12号
債務者　内田　貴志
１　決定年月日時　平成28年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８５号
福井県鯖江市川去町第34号３番地７
債務者　川村　慎吾
１　決定年月日時　平成28年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７０号
長野県木曽郡上松町大字荻原2476番地１
債務者　黒田　善久
１　決定年月日時　平成28年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第７６号
長野県松本市寿台３丁目５番Ａ３―401号
債務者　小波瀬信藏
１　決定年月日時　平成28年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
長野地方裁判所松本支部